

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月6日

【事業年度】 第76期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社リード

【英訳名】 The Lead Co., Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 町田 肇

【本店の所在の場所】 埼玉県熊谷市弥藤吾578番地

【電話番号】 048(588) 1121

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小沢 崇

【最寄りの連絡場所】 埼玉県熊谷市弥藤吾578番地

【電話番号】 048(588) 1121

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小沢 崇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第76期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

別添 監査報告書

当期財務諸表に関する監査報告書

追記情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

株式会社リード
取締役会 御中

至 誠 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 住 田 光 生

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 栄

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リードの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リードの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

後略

(訂正後)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社リード
取締役会 御中

至 誠 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 住 田 光 生
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松 村 栄
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リードの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リードの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針2 . たな卸資産の評価基準及び評価方法に記載されているとおり、会社はたな卸資産について、従来主として売価還元法による原価法によっていたが、当事業年度から主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更した。

< 内部統制監査 >

後略